

代金決済業務について

取引の場の開設者としての主体性の確立、公正な取引の確保等の観点から、代金決済会社(株式会社アグリネットサービス、全集連)に業務委託することにより、センターが代金決済業務を行う。(平成11年産10月入札から実施)

売り手からの委託に基づき、センター自らが代金決済及び米穀の受渡しの業務を実施することとなった。(平成15年6月19日の運営委員会において議決。)

代金決済・受渡しをセンターが行う場合の主な手続きの流れ

	定期注文取引		日常的取引	
		連絡手段等		連絡手段等
売り手、買い手 →センター	—	—	窓口届出書を提出	メール
センター→ 売り手、買い手	—	—	窓口届出書を確認したことを連絡	メール
売り手→センター	上場を申し出る際、「上場申出書」の「代金決済機関」欄に「コメ価格センター」と記入	メール	上場を申し出る際、「上場申出書」の「代金決済機関」欄で「センター」を残し他を消す	メール
センター←→売り手	代金決済・受渡に関する契約書を締結(売り手用) (2通、印鑑証明された印鑑で押印、お互い1通づつを保管)※	郵送	代金決済・受渡に関する契約書を締結(売り手用) (2通、印鑑証明された印鑑で押印、お互い1通づつを保管)※	郵送
センター→ 売り手、買い手	<u>落札決定を通知</u>	ウェブ入札システム(売り注文取引) メール(買い注文取引)	<u>成約決定を通知</u>	メール
センター→買い手	受渡し手配等申込書の様式を送信	メール	受渡し手配等申込書の様式を送信	メール
センター←→買い手	代金決済・受渡に関する契約書の締結(買い手用) (2通、印鑑証明された印鑑で押印、お互い1通づつを保管)※	郵送	代金決済・受渡に関する契約書の締結(買い手用) (2通、印鑑証明された印鑑で押印、お互い1通づつを保管)※	郵送
買い手→センター	受渡し手配等申込書を送信	メール及びFAX	受渡し手配等申込書を送信	メール
センター→買い手	概算金を請求	メール及びFAX	概算金を請求	メール
買い手→センター	概算金を振込	口座振込	概算金を振込	口座振込
センター→買い手	概算金の入金を連絡	メール及びFAX	概算金の入金を連絡	メール
センター→売り手	出荷指図	メール及びFAX	出荷指図	メール
センター→買い手(売り手)	引取(納入)先の明細を連絡	メール及びFAX	引取(納入)先の明細を連絡	メール
買い手(売り手)→運送会社	輸送手配		輸送手配	
買い手(売り手)→センター→売り手(買い手)	引取(納入)トラックの明細を連絡	FAX	引取(納入)トラックの明細を連絡	メール
売り手(運送会社) ←→買い手(運送会社)	買い手(運送業者)が現品を受領し、その証として現品受領書に押印又はサイン		買い手(運送業者)が現品を受領し、その証として現品受領書に押印又はサイン	
売り手→センター	押印又はサインのある現品受領書の写しを送信	FAX	押印又はサインのある現品受領書の写しを送信	FAX
買い手→センター(受渡しが置場の場合)	買い手が自社の工場等に運び込まれた米穀を検収し、約定した米穀と確認した場合、その旨をセンターに連絡	電話又はFAX	買い手が自社の工場等に運び込まれた米穀を検収し、約定した米穀と確認した場合、その旨をセンターに連絡	電話又はFAX
センター→買い手	精算し、明細書を送信	メール及びFAX	精算し、明細書を送信	メール
センター→売り手	売り手の口座へ代金を振込	口座振込	売り手の口座へ代金を振込	口座振込
センター→売り手	振込したことを連絡	FAX	振込したことを連絡	メール

(注) 1. 日常的取引の個別交渉方式の場合にあつては、成約決定通知の前の段階で、交渉経過の中間報告、交渉結果完了報告等が必要となります。

2. 売り手・買い手双方から取引数量60kg当たり20円を運営拠出金として拠出していただきますので、ご了承ください。

3. センターが代金決済を行うものについては、運営拠出金とは別に売り手から、代金決済手数料として、60kg当たり5円(消費税込み)をいただきます。